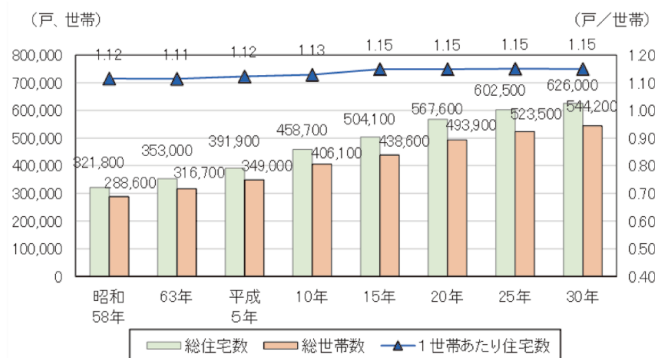


住 宅 課

平成30年時点における県内の住宅の推計戸数は約626千戸、世帯総数は約544千世帯で、1世帯当たりの住宅数は約1.15戸となっています。人口減少や少子高齢化の進行に伴い、子育て世帯や高齢者等に適した住環境の拡充や住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保、空き家対策の推進など、社会経済情勢の大きな変化を踏まえた住宅政策を推進していく必要があります。県では、これらの課題に対応する施策を推進するため、「滋賀県住生活基本計画」を策定し、住宅政策の方針や目標、施策の方向等を定めています。

令和3年度には内容の見直しを行い、令和12年度までの10年間の計画として改定しました。

■滋賀県における総住宅数と世帯総数



滋賀県住生活基本計画【基本目標】

基本目標1	住宅確保に配慮を要する方の状況やニーズに対応した住まいの確保
基本目標2	災害等に備えた支援体制等の充実
基本目標3	安全に暮らし続けられる住まいの形成
基本目標4	CO ₂ ネットゼロ社会づくりに向けた住まいの形成
基本目標5	分譲マンションの適切な維持管理
基本目標6	安全で持続可能なまちづくり
基本目標7	空き家問題の解消
基本目標8	ライフステージや価値観に応じて住まいを選択できる環境づくり
基本目標9	住生活を支える住宅産業の活性化

1 住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保

(1) 公営住宅の管理運営

公営住宅は、住宅に困窮されている低所得の方々のために、県および各市町が供給している賃貸住宅です。良質な公営住宅ストックの形成に向けて、建替工事や改善工事の実施等、整備を進めています。

公営住宅管理戸数 (令和4年4月1日現在)

	管理戸数
県営住宅	2,851戸
市町営住宅	8,014戸
合計	10,865戸



新庄寺(長浜)県営住宅建替事業

(2) 居住支援の推進

【新たな住宅セーフティネットの推進】

「滋賀県居住支援協議会」における取組

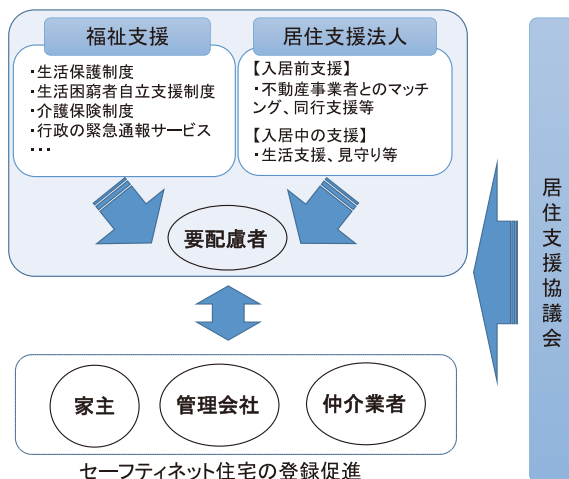
- 構成団体：県・市町・不動産関係・福祉関係の団体等
- 取組内容：住宅確保に配慮を要する方の入居円滑化に向けた関係者間のネットワーク形成や情報発信

【セーフティネット住宅や居住支援法人の登録促進】

- 取組内容：要配慮者の入居を拒まない「セーフティネット住宅」の登録促進、要配慮者の入居・生活支援等を行う「居住支援法人」の指定

セーフティネット住宅登録件数	居住支援法人指定件数
10,087戸	4件

令和4年3月末現在



2 空き家対策の推進

空き家の増加は地域の活力の低下をもたらすのみならず、老朽化した空き家は住環境の安全性や景観等を害するおそれがあることから、発生予防・既存住宅の流通促進・管理不全空き家対策等の取組を重層的に展開します。

■街なみ環境整備事業の支援

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体および街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を支援しています。

■開発許可制度の的確な運用